

# 報 道 資 料

平成31年2月26日  
総務部法務文書課  
県政情報係 中島、橋本  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2349

## 奈良県情報公開審査会の第213号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第203号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成31年2月25日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（県民サービス課）
- ◎ 対象行政文書：公安委員会あて申出に対する調査結果
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：一部開示決定
  - 不開示部分：ア 起案文書の件名の一部  
イ 調査結果報告の件名及び調査内容の一部  
ウ 申出に対する回答についての宛名、内容の一部
  - 不開示理由：条例第7条第2号に該当  
特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるため  
条例第7条第6号に該当  
苦情・相談等の業務に関する情報であり、開示することにより、相談者との信頼関係を損なうとともに、相談の申出をちゅうちょするなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

#### 1 本件行政文書について

実施機関は、県民等から実施機関に対する要望、意見、苦情、感謝、激励、情報提供、犯罪等による被害の未然防止に関する相談及び警察職員の職務執行に関する苦情の申出等（以下「要望等」という。）を受理している。

本件行政文書は、特定の要望等について、実施機関が行った調査の結果に係る諮問実施機関に対する報告案に係る起案である。

#### 2 本件決定の妥当性について

##### (1) 条例第7条第6号及び第9条について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

条例第9条は、「開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるとき」は、実施機関は、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる旨規定している。

##### (2) 不開示情報該当性について

実施機関は、要望等の種類、受理日時、調査内容、調査結果に係る記述及び実施機関に対する要望等を行った者（以下「申出者」という。）への回答内容並びに申出者の氏名、住所及び連絡先について、条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして不開示としているのに対し、審査請求人は実施機関が第7条第6号に該当するとして非開示とした部分のうち、同号に該当しない部分の開示を求めている。本件行政文書は、実施機関の職員が申出者の要望等に対応するために作成した文書であり、記載された情報は全て、実施機関の事務に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

諮問実施機関は、本件不開示情報を公にすることが前提となると、今後、要望等を行おうとする者が

要望等を行うことをちゅうちょし、犯罪等の情報の迅速な把握が困難となるなど、県民生活の安全に係る事案の解決等を目的とする実施機関の要望等に係る業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある旨主張している。

実施機関に対する要望等に係る情報は、実施機関の職務の性質上、申出者の個別具体的な実体験に基づく、犯罪等による被害に係る情報や地域での係争等、それ自体が申出者自身の利害、社会的評価、人格と密接に関わる機微な情報であると考えられる。このような本件不開示情報の性質を考慮すると、申出者は要望等に係る情報は公にされないことを期待しているものと考えるのが相当である。

したがって、本件不開示情報を公にした場合、実施機関と申出者との信頼関係が損なわれることとなり、今後、実施機関に対し要望等を行おうとする者が、要望等を行うことをちゅうちょするなど、県民生活の安全に係る事案の解決を目的とした実施機関の要望等に関する事務の公正かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

これらのことから、要望等の種類、受理日時、調査内容、調査結果に係る記述及び申出者への回答内容並びに申出者の氏名、住所及び連絡先については、条例第7条第6号の不開示情報に該当する。

また、審査請求人は、本件行政文書について、〇〇〇〇が疑われる事案に関連するものであることから、条例第9条に基づく開示を検討すべきである旨主張している。この点、諮問実施機関は、行政文書開示請求における不開示情報該当性の判断に当たって個人的事情は考慮されるものではなく、本件不開示情報を開示する公益上の必要性和保護する利益とを比較衡量したとしても、開示することに公益上の必要性は認められない旨主張している。

そこで、当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件不開示情報を開示することに、条例第7条第6号により保護する利益を上回る公益上の必要性があるとは認められなかった。

これらのことから、実施機関が条例第9条を適用して本件不開示部分を開示しなかったことについて、裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。

### (3) 理由付記について

条例第11条第3項には、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。」と規定されているが、この規定は、不開示とする理由の有無について、行政の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、審査請求等に便宜を与える趣旨であると解される。

審査請求人は、条例第7条第6号に係る不開示部分の理由付記について、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるが、これらの点についての理由付記がされていない旨主張している。

当審査会が、本件決定に係る行政文書一部開示決定通知書を見分したところ、開示しない部分欄に、「起案文書の件名の一部」「調査結果報告の件名及び調査内容の一部」及び「申出に対する回答についての宛名、内容の一部」と不開示部分について相当程度具体的に記載され、開示しない理由欄に、「条例第7条第6号に該当」等、不開示とした根拠規定が掲げられるとともに、本件不開示情報の性質及び具体的な事務支障の内容が記載されていることが認められる。

理由付記の際には、不開示情報が明らかにならない限度において記載する必要があるとあり、このことを考慮すると、本件決定における理由付記は、本件決定を取り消さなければならないほどの不備があるとはいえない。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	平成25年	8月19日		
② 決定	平成25年	8月30日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成25年	9月13日		
④ 諮問	平成25年	9月26日		
⑤ 経過	平成30年	8月29日	第222回審査会	審議
	平成30年	10月5日	第223回審査会	審議
	平成30年	10月26日	第224回審査会	審議
	平成30年	11月28日	第225回審査会	審議
	平成30年	12月27日	第226回審査会	審議
	平成31年	1月31日	第227回審査会	審議